



2023年5月24日

各 位

会社名 木村工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長 木村 恵一
(コード番号：6231 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 本社総務部長 林 耕治
(TEL 050-3733-9400)

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」の
一部訂正について

2023年4月14日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ」の記載について訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正の内容

訂正箇所は網掛けを付して表示しております。

(訂正前)

2. 定款の一部変更

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別紙) 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
第1章 総 則	第1章 総 則
【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="293 145 679 181">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="212 232 320 264">【員 数】</p> <p data-bbox="196 277 756 309">第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="240 362 328 394">(新 設)</p> <p data-bbox="212 495 347 526">【選任方法】</p> <p data-bbox="196 539 746 611">第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="229 665 411 696">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="229 710 411 741">3. (条文省略)</p> <p data-bbox="240 754 328 786">(新 設)</p> <p data-bbox="212 969 320 1001">【任 期】</p> <p data-bbox="196 1014 775 1131">第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="240 1184 328 1216">(新 設)</p> <p data-bbox="229 1404 775 1520">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="240 1534 328 1565">(新 設)</p> <p data-bbox="212 1792 568 1823">【代表取締役及び役付取締役】</p> <p data-bbox="196 1836 775 1908">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p data-bbox="900 145 1286 181">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="818 232 927 264">【員 数】</p> <p data-bbox="802 277 1382 349">第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="836 362 1382 434">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="818 495 954 526">【選任方法】</p> <p data-bbox="802 539 1382 656">第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p data-bbox="836 669 1046 701">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 714 1046 745">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 759 1382 920">4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="818 969 927 1001">【任 期】</p> <p data-bbox="802 1014 1382 1176">第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="836 1189 1382 1350">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="847 1404 935 1435">(削 除)</p> <p data-bbox="836 1534 1382 1740">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="818 1792 1174 1823">【代表取締役及び役付取締役】</p> <p data-bbox="802 1836 1382 1953">第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>【取締役会規程】 第26条 (条文省略)</p> <p>【報酬等】 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会規程】 第27条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>【常勤の監査等委員】 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>【監査役会規程】 <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>【報酬等】 <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>【監査役の実任免除】 <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>【会計監査人の責任免除】 <u>第37条 （条文省略）</u></p>	<p>【会計監査人の責任免除】 <u>第33条 （現行どおり）</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p><u>第38条</u> ~ (条文省略) <u>第41条</u></p>	<p><u>第34条</u> ~ (現行どおり) <u>第37条</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第8章 附 則</u></p> <p>【附 則】 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

(訂正後)

2. 定款の一部変更

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別紙) 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設)</p> <p>【任 期】 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>【任 期】 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>【代表取締役及び役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>【取締役会規程】 第26条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【代表取締役及び役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会規程】 第27条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>【報酬等】 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第28条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>【員数】 第29条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>【選任方法】 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>【報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】 第29条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>【常勤の監査等委員】 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の招集通知】 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>【監査等委員会規程】 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

変更前定款	変更後定款
<p>【任期】</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>【常勤の監査役】</p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>【監査役会の招集通知】</p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>【監査役会規程】</p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>【報酬等】</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>【監査役の責任免除】</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>【会計監査人の責任免除】 第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条 ～ (条文省略) 第<u>41</u>条 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>【会計監査人の責任免除】 第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>37</u>条</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>【附 則】 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上